

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 5 議案第 2 号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3 号 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 4 号 遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7 号 令和 4 年度遠軽町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 9 議案第 8 号 令和 4 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 9 号 令和 4 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 10 号 令和 4 年度遠軽町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 11 号 令和 4 年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 5 号 遠軽町丸瀬布自然資源活用型交流促進施設条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 6 号 遠軽町都市公園条例の一部改正について
- 日程第 15 一般質問
- 日程第 16 発委第 1 号 遠軽町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 17 意見案第 1 号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書
- 日程第 18 意見案第 2 号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書
-

令和4年第9回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

令和4年12月13日（火）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
日程第 4 議案第 1号 表彰について
日程第 5 議案第 2号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 6 議案第 3号 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について
日程第 7 議案第 4号 遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 8 議案第 7号 令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）
日程第 9 議案第 8号 令和4年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第 9号 令和4年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第10号 令和4年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第11号 令和4年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第13 議案第 5号 遠軽町丸瀬布自然資源活用型交流促進施設条例の一部改正について
日程第14 議案第 6号 遠軽町都市公園条例の一部改正について
-

◎出席議員（16名）

議長	16番	杉本 信一 君	15番	竹中 裕志 君
	1番	白幡 隆一 君	2番	秋元 直樹 君
	3番	黒坂 貴行 君	4番	阿部 君枝 君
	5番	渡部 正騎 君	6番	戸松 恵子 君
	7番	山本 悟 君	8番	佐藤 昇 君

9番	佐藤登君	10番	山谷敬二君
11番	前島英樹君	12番	佐藤和徳君
13番	渡辺清夏君	14番	今村則康君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会会長	新国純一君

◎説明員

副町長	舟木淳次君	総務部長	鈴木浩君
民生部長	堀嶋英俊君	経済部長	澤口浩幸君
経済部技監	内野清一君	総務課長	堂前政好君
情報管財課長	吉岡秀利君	企画課長	中原誉君
財政課長	今井昌幸君	税務課長	二瓶雄介君
住民生活課長	古賀伸次君	子育て支援課長	太田貴幸君
農政林務課長	広瀬淳次君	商工観光課長	長原裕一君
建設課長	井上隆広君	水道課長	大川寿雄君
生田原総合支所長	今泉郁夫君	生田原総合支所参事	大泉勝義君
丸瀬布総合支所長	加藤政勝君	丸瀬布総合支所参事	倉内健一君
白滝総合支所長	村上裕和君	会計管理者	奥山隆男君
保健福祉主幹	渡邊亮司君	教育部長	佐藤祐治君
総務課長	西聡君	学校給食センター所長	小玉美紀子君
監査委員事務局長	成中克也君	選挙管理委員会事務局長	堂前政好君
農業委員会事務局長	広瀬淳次君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	小野寺正彦君	事務局参事	成中克也君
事務局係長	田中郁美君		

◎開会宣告

○議長（杉本信一君） 本日をもって招集されました令和4年第9回遠軽町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（小野寺正彦君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員、新国農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和4年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、主幹等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第15までとなっております。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、阿部議員、13番渡辺議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

秋元議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（秋元直樹君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和4年第9回遠軽町議会定例会の会期につきましては、12月8日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から12月15日ま

での3日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、12月14日、午後1時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本信一君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月15日までの3日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月15日までの3日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（杉本信一君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和4年第9回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和4年第6回遠軽町議会定例会以降における行政について、御報告いたします。

まず、令和5年度から令和6年度にかけて整備を予定しておりました鉄道広場整備事業についてであります。中止することといたしましたので御報告いたします。

本事業は、遠軽地区都市再生整備事業に位置づけ、西町駐車場に鉄道遺産である転車台やSL車両などを移設・展示するものであります。本年4月以降、地域住民の皆様から事業内容への疑義や生活環境の変化に対する不安などの御意見をいただいたことから、これらの御意見を踏まえた鉄道広場について検討を重ねてきたところであります。遠軽地区都市再生整備事業計画期間内に事業内容の変更は非常に困難であり、代替の財源の見通しも立たないことから、やむを得ず事業の中止を判断するに至ったものであります。

本事業への町民の皆様からの意見聴取に当たりましては、平成29年度から平成30年度にかけて遠軽地区都市再生整備計画策定の段階において、関係団体への説明会の開催や町民意見募集手続きなどを行ってまいりましたが、事業の影響を大きく受ける地域住民の皆様からの御意見をいただく場の設定が不十分であったことが、このような事態に至った要因と重く受け止めております。

今後、同様の事態が生じないよう、各事業の実施の際には、地域住民やその他の関係者との協議を適宜、確実に行ってまいります。なお、西町駐車場については、当面現状どおりの維持管理をしていく考えであります。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する影響についてであります。全国的に新規感染者数の増加が継続しており、北海道では11月に、一日の新規感染者数が今夏のピークを超え、初めて1万人台となり、また感染者の累計が100万人を超える状況となりました。

本町におきましても、幾度となく小・中学校等の学級閉鎖等を余儀なくされる状況となり、また遠軽厚生病院では発熱外来患者が急増し、通常診療にも影響を及ぼしかねない事態となったことから、町では「広報えんがる瓦版」を発行し、適切な対応の御理解と御協力を町民の皆様にお願ひしたところです。引き続き、町民の皆様におかれましては、国や道が発表する正確な情報に基づき、一人一人が慎重に行動し、通常医療が確保される取組について御協力をいただきますようお願い申し上げます。また、これから人の移動が増える年末年始を控え、さらに季節性インフルエンザとの同時流行のおそれもあることから、基本的な感染防止対策の再点検と徹底について、重ねてお願い申し上げます。

町といたしましては、感染拡大の影響により地域経済をはじめ、町民の皆様の生活に大きな影響を受けておりますことから、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、地域経済の回復や感染症対策に取り組むため、今回も補正予算を計上したところです。

なお、本町のワクチン接種率についてであります。12月2日現在、全対象者1万8,553人に対する接種率は、3回目接種72.5%、4回目接種48.4%、5回目接種8.3%で、65歳以上の高齢者7,081人に対する接種率は、3回目接種88.9%、4回目接種79.3%、5回目接種19.5%となっております。

次に、9月11日に開催されました、太陽の丘コスモスフェスタについてであります。十分な感染防止対策を取りながら、3年ぶりの開催となった本イベントには、町内外から約7,000人の来場がありました。好天に恵まれた当日は、ステージイベントや出店などが設けられ、満開に咲き誇るコスモスの中、主催していただきました実行委員会をはじめ、関係者の皆様の御協力により、大いに盛り上がりを見せたところです。

次に、遠軽警察署との災害発生時等における代替施設使用に関する協定についてであります。遠軽警察署管内において発生した災害等により、警察署の施設機能に著しい障害が生じた場合などにおいて、代替施設として芸術文化交流プラザ「メトロプラザ」を使用する協定を10月6日に締結いたしました。この協定は、耐震性の高いメトロプラザができたことにより実現したものであり、町民の皆様の安全・安心につながるものであります。今後も公共の安全と秩序の維持に遠軽警察署とともに取り組んでまいります。

次に、吹奏楽の甲子園こと、第70回全日本吹奏楽コンクールについてであります。10月23日に名古屋市で開催された本コンクールに、遠軽高等学校が4年ぶり10回目の出場を果たしました。ハイレベルな全国大会の大舞台において、遠高サウンドを披露し見事銀賞を受賞しました。

また、10月8日に東京都府中市で開催された第22回東日本学校吹奏楽大会には、南

中学校が3年ぶり10回目の出場を果たし、これらも見事銀賞を受賞しました。

さらに、11月19日に大阪市で開催された第41回全日本小学生バンドフェスティバルには東小学校が、翌20日の第35回全日本マーチングコンテストには遠軽高等学校及び遠軽中学校が出場をし、いずれも北海道を代表する堂々たる演奏で銅賞を受賞しました。

各校ともコロナ禍の中、限られた時間の中で練習を重ね、全国に「吹奏楽のまち遠軽」を印象づけるとともに、町民に大きな誇りを与えていただきましたことに、心から感謝を申し上げ、その努力をたたえたいと思います。

次に、遠軽町所蔵の重要文化財、北海道白滝遺跡群出土品についてであります。11月18日、文部科学省の諮問機関である文化審議会が、国宝に指定するよう文部科学大臣に答申しました。

国宝指定となれば、北海道では函館市の中空土偶に続く2例目であり、国内最古の国宝となります。遠軽町白滝産の黒曜石は、およそ3万年前から人類の暮らしを支えた貴重な資源として、北海道内はもとより本州にまで広く分布しております。旧石器時代を代表する考古資料として学術的価値が評価されたことは非常に荣誉あることであり、誠に感慨深いものがあります。

また、来年7月には、本町の芸術文化交流プラザにおいて、世界の研究者が集う国際黒曜石会議を開催する運びとなっております。この日本の宝の価値を、国内はもとより、世界中の方々に広く知っていただく絶好の機会になると大いに期待をしております。

今後も、本町が取り組む白滝ジオパークと連携を図りながら、観光振興、地域活性化の新たな起爆剤として、持続可能な地域づくりに生かしていきたくと考えております。

次に、防災についてであります。11月29日に遠軽町災害対策本部図上訓練を芸術文化交流プラザにおいて、関係機関の御協力の下、実施いたしました。

今回の訓練は、暴風雪災害を想定したロールプレイング方式により、災害発生時の対応や関係機関との連携について確認をし、冬季における災害対処能力の向上を図ったところです。このような訓練は、道内でも先駆的な訓練として屈指の評価をいただいております。今回の訓練でも様々な問題点を洗い出すことができたことから、今後も訓練を継続するとともに関係機関と連携し、災害に強い町づくりを進めてまいります。

次に、要望関係についてであります。陸上自衛隊遠軽駐屯地存置期成会として、11月1日に遠軽駐屯地及び第2師団司令部に、21日には北部方面総監部に、24日及び25日には中央要望として防衛省及び国会議員に対し、駐屯地の存置並びに部隊増強について要望を行ってまいりました。

現在、国家安全保障戦略、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画の防衛3文書の見直しに向けた具体的な検討が進んでいることから、町の根幹に関わる遠軽駐屯地の存置及び部隊増強について、さらに強い危機感を持って関係団体と連携してまいります。

また、道路整備関係についてであります。11月16日には高規格道路旭川・紋別自

動車道建設促進期成会として、25日には遠軽北見道路整備促進期成会として、関係省庁及び国会議員に対し、道路の整備促進及び防災・減災、国土強靱化に必要な道路予算の確保などについて、要望を行ってまいりました。

高規格道路は、町民の暮らしを支え、地域と命をつなぐ路線として大変重要であり、早期の全線開通について、今後も引き続き要望を行ってまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に鑑み、一般職の職員の給与を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第3号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町及び教育長の給与に関する条例の一部改正については、一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に鑑み、議会議員並びに町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、一般職の職員の給与改定に鑑み、会計年度任用職員の給与を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町丸瀬布自然資源活用型交流促進施設条例の一部改正については、交流促進施設に設置する温水シャワーの使用料を定めるため、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町都市公園条例の一部改正については、遠軽町青少年会館条例の廃止に伴い、当該施設に関する規定を改正するため、本条例を定めるものです。

次に、議案第7号令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）の主なものについて、御説明いたします。

歳入については、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰越金等を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に添いまして、目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、職員の給与改定等に伴う人件費、電気料金の値上げに伴う光熱水費、地域公共交通確保維持改善事業補助金、マイナンバーカード申請の急増に伴うマイナンバー商品券発行事業補助金、医療機関・社会福祉サービス提供事業所等に対する新型コロナウイルス感染症対策支援金及び食材費高騰対策支援金、公共施設等原油価格高騰対策助成金、原油価格高騰対策営農支援金、高齢者世帯等生活費助成金、保育対策総合支援事業費補助金、食材の高騰による保育所及び小・中学校の給食賄材料費、乳幼児に対する新型コロナウイルスワクチン接種事業費、歯科診療所のオンライン資格確認システム導入事業委託料、学校行事負担金等を計上したところです。

また、債務負担行為として、新庁舎建設基本・実施設計業務委託料及び新庁舎下水熱利用可能性調査業務委託料を令和5年度までの期間で限度額を設定し、並びに知事及び道議

会議員選挙ポスター掲示場設置・撤去工事の限度額を補正するものです。

議案第8号令和4年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、職員の給与改定等に伴う人件費及び令和3年度災害等臨時特例補助金の確定に伴う精算返還金を計上したところです。

議案第9号令和4年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、職員の給与改定等に伴う人件費を計上したところです。

議案第10号令和4年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）については、職員の給与改定等に伴う人件費及び電気料金の値上げに伴う動力費等を計上したところです。

議案第11号令和4年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）については、職員の給与改定等に伴う人件費及び遠軽下水処理センター水処理棟屋根防水更新工事を計上したところです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の大要です。御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第4 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長（堂前政好君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて議会の議決を求めるものがあります。

1の遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当する社会功労としまして、ふるさと振興資金として160万円の御寄附を頂きました、静岡県静岡市葵区北安東4丁目14番55号2、深井将之様、森林公園いこいの森鉄道車両整備資金として100万円の御寄附を頂きました東京都渋谷区神宮前5丁目38番10号、井門義博様。

2の遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当する社会功労としまして、まちづくり振興資金として200万円の御寄附を頂きました遠軽町東町1丁目4番地19、遠軽電機株式会社様であります。

以上、社会功労3件につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく、提案するものであります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号から日程第12 議案第11号

○議長(杉本信一君) 日程第5 議案第2号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第6 議案第3号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、日程第7 議案第4号遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第8 議案第7号令和4年度遠軽町一般会計補正予算(第9号)、日程第9 議案第8号令和4年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第10 議案第9号令和4年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第2号)、日程第11 議案第10号令和4年度遠軽町水道事業会計補正予算(第1号)、日程第12 議案第11号令和4年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第2号)、以上、議案8件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

堂前総務課長。

○総務課長(堂前政好君) 議案第2号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

一般職の職員の給与につきましては、地方公務員法の規定に基づき、国家公務員の給与改定の状況等を踏まえ、これまで改定をしてきたところであります。本案は今年の給与改定に当たりましても、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に鑑み、一般職の職員の給与を改定するため提案するものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。この条例は2条の構成でありまして、施行日の違いにより条を分けております。改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、5ページの次の参考資料をお開き願います。

第1条関係は、令和4年度に影響する改正であります。初めに第26条は勤勉手当に関する規定であります。同条第2項第1号は再任用職員以外の一般職に対する規定であり、12月期の支給割合を100分の95から100分の105に改め、年間支給割合を1.9月から2.0月に引き上げるものであります。第2号は再任用職員に対する規定であり、12月期の支給割合を100分の45から100分の50に改め、年間支給割合を0.9月から0.95月に引き上げるものであります。

次に別表第1は一般職給料表でありまして、このページから4ページにかけて給料表を改定するものであり、大卒初任給を3,000円、高卒初任給を4,000円引き上げ、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定をするものであります。

次に参考資料の5ページをお開き願います。

第2条関係は令和5年度に影響する改正であります。第26条は勤勉手当に関する規定でありまして、先ほどの第1条関係での改正による勤勉手当の支給割合を令和5年度以降は6月期、12月期ともに同じ支給割合とするため改めるものでありまして、同条第2項第1号は再任用職員以外の一般職の支給割合を100分の105から100分の100に改め、第2号は再任用職員の支給割合を100分の50から100分の47.5に改めるものであります。

次に、新旧対照表の前のページになります、別紙の5ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、第1項の施行期日は公布の日からであります。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日からであります。第2項は第1条による改正後の給与条例のうち、一般職給料表の改定は令和4年4月1日から適用することを規定しております。第3項は第1条による改正後の給与条例のうち、勤勉手当の支給割合の改定は令和4年12月1日から適用することを規定しております。第4項は給与の内払いとするとみなすことを規定しております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

次に、議案第3号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に鑑み、議会議員並びに町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため提案するものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。この条例は4条の構成でありまして、第1条及び第2条は議会議員の期末手当の支給割合を改定する規定、第3条及び第4条は町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定する規定であります。改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、次のページの参考資料をお開き願います。

議会議員、町長、副町長、教育長ともに、改正内容、期末手当の支給割合などは同じでありますので、議会議員の例により参考資料の1ページで御説明をいたします。

第1条関係は令和4年度の期末手当の支給割合を改定するもので、12月期の支給割合を100分の215から100分の225に改め、年間の支給割合を4.3月から4.4月に引き上げるものであります。下段の第2条関係は、令和5年度以降の6月期、12月期ともに同じ支給割合とするため、100分の225から100分の220に改めるものであります。

前のページ、別紙に戻っていただきまして、附則として第1項の施行期日は公布の日からであります。ただし、第2条及び第4条の規定は令和5年4月1日からであります。第2項は第1条及び第3条による改正後の条例の規定は、令和4年12月1日から適用することを規定しております。第3項は期末手当の内払いとみなすことを規定しております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

次に、議案第4号遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本案は一般職の職員の給与改定に鑑み、会計年度任用職員の給与を改定するため提案するものであります。

次のページ、別紙を御覧願います。

遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので11ページの次の参考資料をお開き願います。

別表第1は給料表でありまして、このページから9ページにかけて給料表を改定するものであります。会計年度任用職員の給料表は一般職の職員の給料表を基準として定めており、一般職給料表の改定に合わせて会計年度任用職員の給料表についても引き上げるため、所要の改定をするものであります。

前のページ、別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第7号令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）について説明いたします。

令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,712万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を179億671万3,000円とするものです。補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。債務負担行為の追加及び変更は「第2表債務負担行為補正」により説明いたします。次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。15款国庫支出金につきましては1項国庫負担金に5万1,000円を追加、2項国庫補助金に7,411万3,000円を追加し、総額を18億1,543万8,000円とするものです。

16款道支出金につきましては2項道補助金に1,407万円を追加し、総額を14億667万5,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に313万円を追加し、総額を1億3,730万3,000円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に5,447万6,000円を追加し、総額を

4億2,800万円とするものです。

21款諸収入につきましては、5項雑入に128万7,000円を追加し、総額を1億7,695万7,000円とするものです。

これにより、歳入合計177億5,958万6,000円に1億4,712万7,000円を追加し、総額を179億671万3,000円とするものです。

次に、2、歳出について説明いたします。次のページをお開き願います。

1款議会費につきましては、1項議会費に52万2,000円を追加し、総額を8,472万9,000円とするものです。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に1億3,201万6,000円を追加し、総額を38億2,697万8,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費を325万9,000円減額、2項児童福祉費に371万2,000円を追加し、総額を32億700万3,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に216万4,000円を追加し、総額を16億4,032万3,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に32万4,000円を追加し、総額を16億3,046万1,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に255万1,000円を追加し、総額を8億7,803万5,000円とするものです。

8款土木費につきましては、4項都市計画費に146万円を追加し、総額を19億2,980万9,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に528万6,000円を追加し、4項学校給食費に235万1,000円を追加し、総額を14億7,350万6,000円とするものです。

これにより、歳出合計177億5,958万6,000円に、1億4,712万7,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の179億671万3,000円とするものです。

次に、第2表債務負担行為補正について説明いたします。次のページをお開き願います。

債務負担行為の追加につきましては、新庁舎建設基本・実施設計業務委託料、限度額2億1,340万円、新庁舎下水熱利用可能性調査業務委託料、限度額350万円を追加するもので、期間はいずれも令和4年度から令和5年度までです。

債務負担行為の変更につきましては、知事及び道議会議員選挙ポスター掲示場設置・撤去工事の限度額を1,100万円に変更するものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。9ページをお開き願います。

1款議会費1項議会費1目議会費、議員報酬及び期末手当等52万2,000円につき

ましては、期末手当の支給割合の改定により予算を補正するものです。11ページをお願いします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、特別職人件費23万1,000円につきましては、期末手当の支給割合の改定により予算を補正するものです。一般職人件費1,100万円の減額につきましては、給与改定及び人事異動に伴う会計間の移動等により予算を補正するものです。

5目財産管理費、本庁舎管理事業214万円につきましては、電気料に係る燃料費調整単価の引き上げに伴い、役場庁舎の光熱水費を追加するものです。

7目支所及び出張所費、丸瀬布支所管理事業35万4,000円につきましては、電気料に係る燃料費調整単価の引き上げに伴い、丸瀬布支所の光熱水費を追加するものです。

8目交通対策費、バス路線確保事業181万1,000円につきましては、地域公共交通確保維持改善事業補助金を追加するものです。

10目自治振興費、生活安全灯管理事業709万8,000円につきましては、電気料に係る燃料費調整単価の引き上げに伴い、光熱水費を追加するものです。

15目基金運営費、基金運営事業283万円につきましては、指定寄附8件により、まちづくり振興基金積立金を追加するものです。

16目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策事業1億2,855万2,000円につきましては、感染症対策等に係る経費を計上するもので、会計年度任用職員報酬144万8,000円及び報酬職社会保険料23万6,000円はマイナンバーカード普及促進支援に係る会計年度任用職員を増員することにより追加するものです。消耗品費57万8,000円は児童館及び放課後児童クラブに従事する職員の抗原検査を実施するため、抗原検査キット購入に係る経費を追加するものです。通信運搬費44万7,000円及び高齢者世帯等生活費助成金3,189万6,000円は、物価高騰や新型コロナウイルス感染症により影響を受けている低所得世帯の経済的負担を軽減し生活の安定を図るため、対象世帯2,658世帯に対し、1万2,000円の助成金支給に係る経費を計上するものです。マイナンバー商品券発行事業補助金1,500万円、マイナンバーカードの申請が急増していることから、マイナンバー商品券配布冊数に不足が生じるため、3,000冊を追加発行する経費を追加するものです。医療機関・社会福祉サービス提供事業所等新型コロナウイルス感染症対策支援金2,682万5,000円は、町内の医療機関等に対し、感染拡大防止に要する経費や原油高騰の影響を受けながらも、サービスの安定的な提供に必要な経費のかかり増し経費について、従業員数や病床数に応じた支援金を支給するため計上するものです。医療機関・社会福祉サービス提供事業所等食材費高騰対策支援金1,912万2,000円は食事提供を行う介護サービス提供事業所、医療機関等が物価高騰による利用者負担を増やすことなく食事提供ができるよう病床数や稼働日数等に応じて算定した支援金を支給するため計上するものです。公共施設等原油価格高騰対策助成金1,300万円はコロナ禍における物価高、原油高騰により、経済的に影響

を受けている指定管理者の燃料及び電気料の高騰による負担を軽減するため助成するもので、対象は生田原診療所、道の駅遠軽森のオホーツク及び生田原コミュニティセンターであります。原油価格高騰対策営農支援金2,000万円はコロナ禍における物価高、原油高騰により経営を圧迫されている農業者に対し、免税軽油使用見込み量に応じた支援金を支給するため計上するものです。

13ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、国民健康保険事業64万9,000円の減額につきましては、給与改定及び人事異動に伴う会計間の移動等による国民健康保険特別会計予算の補正に伴い、国民健康保険特別会計繰出金を補正するものです。介護保険事業261万円の減額につきましては、給与改定及び人事異動に伴う会計間の移動等による介護保険特別会計予算の補正に伴い、介護保険特別会計繰出金を補正するものです。

15ページをお開き願います。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業307万2,000円につきましては、私立認定こども園の保育士の業務負担軽減等に係る経費を補助するため、保育対策総合支援事業費補助金を追加するものです。

5目保育所費、保育所運営事業64万円につきましては、給食食材の高騰による保護者の負担を軽減するため、保育所の賄材料費を追加するものです。

17ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業93万1,000円につきましては、会計年度任用職員に係る報酬34万9,000円及び費用弁償3万6,000円は乳幼児接種実施に係る経費を追加するものです。健康管理システム改修業務委託料49万5,000円はオミクロン株対応等に伴う健康管理システムを改修するため追加するものです。新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費5万1,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害が国により認定され、医療費等に係る費用を対象者に給付するため計上するものです。

4目環境衛生費、上水道事業5万4,000円の減額につきましては、給与改定による水道事業会計予算の補正に伴い、水道事業会計繰出金を補正するものです。

5目診療所費、歯科診療所運営事業128万7,000円につきましては、令和5年4月からオンライン資格確認システムの導入が原則義務化されることから、生田原、丸瀬布及び白滝の診療所においてマイナンバーカードの保険証利用に向けたシステム整備を行うため計上するものです。

19ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費、農業委員会一般経費15万8,000円につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正により農地の集約化等に関する地域計画の策定が義務化され、出し手受け手の意向調査、関係機関等の情報共有等が必要となるため、タブレット端末導入に係る経費として、通信運搬費3万4,000円、タブレット

端末4台分の備品購入費12万4,000円を計上するものです。

5目農地費、用排水路整備事業16万6,000円につきましては、電気料に係る燃料費調整単価の引き上げに伴い、かんがい施設の光熱水費を追加するものです。

21ページをお開き願います。

7款商工費1項商工費4目観光施設費、木のおもちゃワールド館管理事業190万5,000円、源泉施設管理事業28万6,000円及びいこいの森管理事業36万円につきましては、電気料に係る燃料費調整単価の引き上げに伴い、各施設に係る光熱水費を追加するものです。

23ページをお開き願います。

8款土木費4項都市計画費2目街路事業費、街路事業一般経費146万円につきましては、電気料に係る燃料費調整単価の引き上げに伴い、国道歩道ロードヒーティングに係る光熱水費を追加するものです。

25ページをお開き願います。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育振興一般経費528万6,000円につきましては、東小学校の第41回全日本小学生バンドフェスティバル出場及び遠軽中学校の第35回全日本マーチングコンテスト出場に係る学校行事負担金の追加です。

27ページを開き願います。

4項学校給食費1目小中学校給食費、学校給食管理事業235万1,000円につきましては、給食食材の高騰による保護者の負担を軽減するため小中学校の賄材料費を追加するものです。

29ページをお開き願います。

5項社会教育費1目社会教育総務費につきましては、財源の振替です。

次に2、歳入について説明いたします。7ページをお開き願います。

15款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金5万1,000円につきましては新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害給付費に係る新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金を計上するものです。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,954万6,000円、個人番号カード交付事務費補助金168万4,000円の追加です。

2目民生費国庫補助金200万3,000円につきましては、私立認定こども園の保育士の業務負担軽減等に係る経費補助に伴う保育対策総合支援事業費補助金の追加です。

3目衛生費国庫補助金88万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の追加です。

16款道支出金2項道補助金1目総務費道補助金1,361万2000円につきましては、高齢者世帯等生活費助成金に係る市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金を計上するものです。

2目民生費道補助金30万円につきましては、私立認定こども園の保育士の業務負担軽減等に係る経費補助に伴う保育対策総合支援事業費補助金の追加です。

4目農林水産業費道補助金15万8,000円につきましては、農地の集約化等に関する地域計画の策定に向けたタブレット端末購入経費等に係る農業委員会補助金の追加です。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金283万円につきましては、まちづくり振興資金として6件、275万円、社会福祉振興資金として1件、3万円、子育て児童支援資金として1件、5万円の指定寄附を頂いたものです。

3目ふるさと納税寄附金30万円につきましては、遠軽高等学校部活動支援資金として2件の企業版ふるさと納税寄附金を頂いたものです。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金5,447万6,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

21款諸収入5項雑入6目雑入128万7,000円につきましては、診療所におけるオンライン資格確認システム導入に係る保健医療機関等医療提供体制設備整備交付金を計上するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 古賀住民生活課長。

○住民生活課長（古賀伸次君） 議案第8号令和4年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和4年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,417万3,000円とするものです。補正後の歳入歳出の予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

6款繰入金につきましては1項他会計繰入金を64万9,000円減額し、総額を2億8,551万2,000円とするものです。

これにより歳入合計21億1,482万2,000円から64万9,000円を減額し、総額を21億1,417万3,000円とするものです。

次に歳出について御説明いたします。次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費を135万円減額し、総額を5,092万8,000円とするものです。

7款諸支出金につきましては1項償還金及び還付加算金に70万1,000円を追加し、総額を372万8,000円とするものです。

これにより歳出合計21億1,482万2,000円から64万9,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の21億1,417万3,000円とするものです。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。8ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、一般職人件費135万円の減額につきましては、給与改定及び会計間移動等に伴い減額するものです。

10ページをお開き願います。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金5目その他償還金22節償還金、利子及び割引料、その他償還金70万1,000円につきましては、令和3年度災害等臨時特例補助金の確定に伴う精算返還金を追加するものです。

次に歳入について御説明いたします。6ページをお開き願います。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金3節その他一般会計繰入金64万9,000円の減額は歳出精査に伴い減額するものです。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 渡邊保健福祉主幹。

○保健福祉主幹（渡邊亮司君） 議案第9号令和4年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和4年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ261万円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億9,388万円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金を261万円減額し、総額を3億5,913万8,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計21億9,649万円から261万円を減額し、総額を21億9,388万円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費を261万円減額し、総額を4,051万円とするものです。

これによりまして歳出合計21億9,649万円から261万円を減額し、総額を歳入歳出同額の21億9,388万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。8ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、一般職人件費261万円の減額につきましては、職員の人事異動に係る精査及び給与改定に伴う減額であります。

次に、歳入について御説明いたします。6ページをお開き願います。

8款繰入金1項一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金261万円の減額につきまし

ては、職員給与費等一般会計繰入金の減額であります。

以上で説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第10号令和4年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第2条は令和4年度遠軽町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款水道事業収益第1項営業収益を5万4,000円減額し、総額を6億1,614万8,000円とするものです。

支出につきましては第1款水道事業費用第1項営業費用を198万4,000円減額し、総額を6億3,503万2,000円とするものです。

第3条は予算第8条に定めた職員給与費5,959万2,000円を5,282万1,000円に改めるものです。

次の1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表で、説明を省略させていただきます。

次に、5ページをお開き願います。

補正予算明細により御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入、1款水道事業収益1項営業収益2目他会計負担金1節一般会計負担金5万4,000円の減額は企業職員人件費の一部負担分について、企業職員の給与改定による一般会計繰入金の減額によるものです。

次に、6ページをお開き願います。

支出につきましては、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費2節手当29万3,000円の追加、3節賞与引当金繰入額5万3,000円の追加、5節法定福利費2万1,000円の追加、6節法定福利費引当金繰入額8,000円の追加は、企業職員の給与改定により人件費の予算を補正するものです。

13節光熱費65万円の追加、24節動力費413万7,000円の追加は電気料に係る燃料費調整単価の引き上げに伴い、清川浄水場ほか各浄水場の電気料を予算を補正するものであります。

2目配水及び給水費1節給料から6節法定福利費引当金繰入額まで合計683万8,000円の減額は、企業職員の人事異動及び給与改定により人件費の予算補正するものです。

3目総係費1節給料から6節法定福利費引当金繰入額まで合計30万8,000円の減額は企業職員の人事異動及び執行精査により人件費の予算を補正するものです。

以上で議案第10号の説明を終わります。

続きまして、議案第11号令和4年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第2条は令和4年度遠軽町下水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出につきましては第1款下水道事業費用第1項営業費用に144万6,000円を追加、総額を9億6,738万3,000円とするものです。

第3条は予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては第1款資本的収入第1項企業債に1,100万円を追加、第2項国庫補助金に1,100万円を追加し、総額を5億3,566万1,000円とするものです。

支出につきましては第1款資本的支出第1項建設改良費に2,200万円を追加し、総額を9億2,938万6,000円とするものです。

第4条は予算第6条の表、起債の限度額の欄中、2億4,100万円を2億5,110万円に改めるものです。

第5条は予算第8条に定めた職員給与費5,211万8,000円を5,356万4,000円に改めるものです。

次の1ページから2ページは実施計画、3ページはキャッシュ・フロー計算書、4ページから5ページは予定貸借対照表で、説明を省略させていただきます。

次に、6ページを御覧願います。

補正予算明細により御説明いたします。

収益的収入及び支出の支出、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費1節給料から6節法定福利費引当金繰入額まで合計2,000円の減額は企業職員の給与改定により人件費の予算を補正するものです。

2目処理場費1節給料から6節法定福利費引当金繰入額まで合計162万3,000円の追加は企業職員の人事異動及び給与改定により人件費の予算を補正するものです。

3目総係費1節給料から6節法定福利費引当金繰入額まで合計17万5,000円の減額は、企業職員の給与改定により人件費の予算を補正するものです。

次に、7ページを御覧願います。

資本的収入及び支出の収入、1款資本的収入1項企業債1目企業債1節下水道事業債1,100万円は遠軽下水処理センター水処理棟屋根防水更新工事に係る下水道事業債の追加です。

2項国庫補助金1目国庫補助金1節国庫補助金1,100万円は同じく遠軽下水処理センター水処理棟屋根防水更新工事に係る社会資本整備総合交付金の追加です。

支出につきましては1款資本的支出1項建設改良費2目処理場整備費23節工事請負費2,200万円は令和5年度事業として補助要望しております遠軽下水処理センター水処理棟屋根防水更新工事について、屋根防水の状態が悪化しており早急な対応が必要であることから令和4年度での前倒し実施について、北海道と協議をした結果、了承を得ること

ができましたので、今回提案するものです。

工事の内容につきましては令和4年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第2号）に関する資料により御説明いたします。お手元の資料の1ページ及び2ページを御覧願います。

処理場工事の位置図と平面図です。①遠軽下水処理センター水処理棟屋根防水更新工事は、水処理施設にある平成9年度に施工した屋根防水1,220平方メートルを更新するものです。

以上で議案第11号の説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 先ほど御提案いたしました第11号について一部表記の誤りがありましたので、再度読み上げて提案したいと思います。

議案第11号を御覧願います。第4条下段、第6条の表起債の限度額の欄中、2億4,010万円を2億5,110万円に改めるものです。

以上で説明を終わります。

最後の2億5,110万円のところが、ゼロが一つ表記が多くなっておりますので、訂正いたします。

以上です。

○議長（杉本信一君） これより、一括上程しました議案8件の質疑を行います。

質疑は上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第7号の質疑を行います。

質疑は第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1 款議会費、9 ページ、10 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 2 款総務費、11 ページ、12 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 3 款民生費、13 ページから16 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 4 款衛生費、17 ページ、18 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 6 款農林水産業費、19 ページ、20 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 7 款商工費、21 ページ、22 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 8 款土木費、23 ページ、24 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 10 款教育費、25 ページから30 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、2、歳入に入ります。

15 款国庫支出金、7 ページ、8 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 16 款道支出金、7 ページ、8 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 18 款寄附金、7 ページ、8 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 20 款繰越金、7 ページ、8 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 21 款諸収入、7 ページ、8 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、第2表債務負担行為補正、3 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号の質疑を行います。

質疑は第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1 款総務費、8 ページ、9 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 7 款諸支出金、10 ページ、11 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、2、歳入に入ります。

6 款借入金、6 ページ、7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 失礼しました。

繰入金、6 ページ、7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号の質疑を行います。

質疑は第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1 款総務費、8 ページ、9 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、2、歳入に入ります。

8 款繰入金、6 ページ、7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号の質疑を行います。

質疑は実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5 ページ、6 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号の質疑を行います。

質疑は実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、6 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 次に、資本的収入及び支出、7 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第11号の質疑を終わります。

以上で、議案8件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案8件を採決いたします。

採決は上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第2号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号遠軽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号令和4年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号令和4年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号令和4年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号令和4年度遠軽町水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和4年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第5号

○議長(杉本信一君) 日程第13 議案第5号遠軽町丸瀬布自然資源活用型交流促進施設条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

倉内丸瀬布総合支所参事。

○丸瀬布総合支所参事(倉内健一君) 議案第5号遠軽町丸瀬布自然資源活用型交流促進施設条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、交流促進施設やまびこに設置する温水シャワーの使用料を定めるため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町丸瀬布自然資源活用型交流促進施設条例の一部を改正する条例であります。この条例の改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、次のページをお開き願います。

別紙の1、入館料(入浴料)に、「温水シャワー、1回300円」を加えるものであります。

別紙に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町丸瀬布自然資源活用型交流促進施設条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第6号

○議長(杉本信一君) 日程第14 議案第6号遠軽町都市公園条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

井上建設課長。

○建設課長(井上隆広君) 議案第6号遠軽町都市公園条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、遠軽町青少年会館条例が廃止されたことに伴い、当該施設に関連する規定を改正するため提案するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町都市公園条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては、参考資料により説明いたしますので、次のページ、遠軽町都市公園条例新旧対照表をお開き願います。

第25条中、「公園遠軽町総合体育館、遠軽町郷土館、遠軽町青少年会館及び各スポーツ施設」を「公園施設」に改め、「、遠軽町青少年会館」を削り、「、遠軽町郷土館条例(平成17年遠軽町条例第207号)及び遠軽町青少年会館条例(平成20年遠軽町条例第22号)」を「及び遠軽町郷土館条例(平成17年遠軽町条例第207号)」に改め、次に別表第4、太陽の丘えんがる公園の項中「遠軽町青少年会館」を削るものです。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長(杉本信一君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町都市公園条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎延会宣告

○議長(杉本信一君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって延会とします。

午前11時26分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉本 信一

署 名 議 員 阿部 君枝

署 名 議 員 渡辺 清夏